

お知らせ版



介護サービス利用料等の医療費控除

所得税法や地方税法では、医療費のほか介護サービス利用料の一部とおむつ代が医療費控除の対象になります。

1. 介護サービス利用料

介護サービスに係る利用料の個人負担のうち対象となる額は、居宅サービス事業者・指定介護老人福祉施設等が発行する領収証に記載されている医療費控除対象額です。（高額介護サービス費等で払い戻しを受けた額を除く）

2. おむつ代

おむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要です。次の要件すべてに該当する場合は、町が交付する確認書で代用できます。

① 確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

② おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

③ おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書で確認できる

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢者支援係
☎56 9102

空き家等の適正管理のおねがい

空き家等の所有者等（相続人を含む）は、常に空き家等を適切に管理する責任と義務があります。

つきましては、地域住民の迷惑にならないように、定期的に空き家等の修繕や敷地内の除草、樹木の伐採等の管理をお願いします。

▼問い合わせ先

建築課 住宅係
☎56 9145

今月の納期 納期限1月31日(金)

町県民税……………第4期
国民健康保険税……………第7期
介護保険料……………第5期
後期高齢者医療保険料……………第7期

1月は受益者負担金の納付月です

受益者負担金とは下水道が整備された区域の人にその建設費の一部を負担していただく制度です。

1月31日(口座振替日は20日)は受益者負担金第4期分の納期限になりますので、分割納付をお選びになられたお客様につきましては、納期までに納付(前日までに口座残高の確認)いただきますようお願いいたします。

なお、納期を20日以上過ぎますと督促手数料が発生しますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道業務係
☎56 9167

今月の休日納税相談

日時=1月26日(日)
午前8時30分～正午
場所=1階 税務課窓口
連絡先=税務課 納税係
☎56 9121

健康マイレージの申請期間は2月末までです

健康マイレージに挑戦してまだ申請していない方は、2月28日(金)までに健康福祉課成人健康係へ提出してください。

なお、未実施の方は今月から始めれば間に合います。

商品券などがもらえるほか、ブルーベリージャムなどの「かみのかわブランド」が当たりますので、ぜひ挑戦してください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 成人健康係
☎56 9133

上三川町 交通事故発生状況

	10月	11月
件数	11件	15件
負傷者数	11人	23人
死者数	0人	0人

〇年末年始のごみ収集等のお知らせ

▶ごみ収集及びし尿くみとりの休日＝

・ごみの収集

1月1日(水)から1月3日(金)まで休み

・し尿のくみ取り

栃南産業(株)

12月28日(土)から1月5日(日)まで休み

(有)マルフジ

12月28日(土)から1月5日(日)まで休み

・クリーンパーク茂原の休業日

休業日=12月29日(日)および1月1日(水)から

1月3日(金)まで

▶問い合わせ先＝

ごみ 地域生活課 環境係 ☎56 9131

し尿 栃南産業(株) ☎53 5557

(有)マルフジ ☎56 6544

カラス駆除の実施について

カラスによる農作物への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を実施します。駆除は銃器を使用していきますので、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

▼日時＝1月25日(土)・26日(日) 午前7時～午後5時
▼実施場所＝上三川町内全域

▼対象鳥獣＝カラス
▼問い合わせ先＝農政課 農産園芸係

☎(56) 9138

障がい者控除対象者認定書交付について

所得税法や地方税法では、本人または扶養親族が障がい(または特別障がい)に該当する場合、障がい者控除を受けられます。満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくとも、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」を確定申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

認定書の交付は郵送で行いますので、確定申告の手続きを行う前に、余裕を持って交付申請を行ってください。

▼対象者の条件＝上三川町の要介護認定を受けている知的障がい又は、身体上の障がいのある方(介護保険被保険者証又は、介護保険資格者証の写しをお持ちください)

▼問い合わせ先＝健康福祉課 高齢者支援係
☎(56) 9102

償却資産の申告は1月31日(金)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用の所有者に対して課税されます)。

令和2(2020)年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、1月31日(金)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産
＝令和2(2020)年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

・構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
・機械、装置及びこれに付帯する設備

・船舶(ボート、釣船等)
・車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)

・工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

※申告用紙は税務課にあります。なお、昨年に申告のあった方には12月中旬に申告書を送付しています。届いていない場合はご連絡ください。

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係

☎(56) 9123

野生鳥獣の捕獲等について

野生鳥獣による農作物被害防止や生態系のバランスを保持するためには、捕獲等による野生鳥獣の個体数管理が必要であり、これらの捕獲等を行う狩猟者は、人と野生鳥獣の共生や自然環境の保全に大きく貢献する存在と言えます。

特に狩猟期間(11月15日～2月15日)にあつては、山林等に入る際は次のことに注意してください。

・狩猟者(ハンター)が入っている場所や猟銃の音がした方向には近づかない。

・明るい色や目立つ服装で、ラジオや鈴などを携帯し自分の存在をアピールする。

・わな設置の標識がある場所には近づかない。狩猟期間以外でも許可による捕獲等が行われていることがありますので十分注意してください。

▼問い合わせ先＝農政課 農産園芸係
☎(56) 9138

家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

町では、家屋の新増築・取り壊しの調査に努めています。特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係

☎(56) 9123

元氣アップ栄養教室「知って安心! 慢性腎臓病」

CKD(慢性腎臓病)は、慢性的に進行・経過するすべての腎臓病のことです。

メタボリックシンドロームや生活習慣病と深く関わりのあるCKD。病気から身を守るため、日頃の生活習慣の見直しをしませんか?

腎臓の数値が気になる方、減塩料理について学びたい方、ぜひご参加ください。

▼対象＝上三川町民の方(おおむね20歳以上)

▼日程＝2月13日(木)

▼時間＝午前9時30分～午後1時30分

▼場所＝上三川いきいきプラザ

▼申込み＝2月6日(木)までに健康福祉課へご連絡ください。

▼持ち物＝参加費500円、エプロン、三角巾(バンドナ)、スリッパ、タオル

▼定員＝25名

▼問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係

☎(56) 9133

広報モニター募集

「広報かみのかわ」に対するご意見等をいただくため、広報モニターを募集します。

▼募集人員 6名

▼対象 町内に在住または在勤し、20歳以上の町民の方で、月に1回のアンケートにお答えいただける方

▼任期 委嘱の日から令和3(2021)年3月31日まで

▼応募方法 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を電話、FAXまたは町ホームページのメールフォームにてお知らせください。

なお、募集人員を超えた場合は、地域、年齢などを考慮して決定させていただきます。

▼募集締切 2月28日(金)まで

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係

☎ 9117

FAX 6868



都市公園内水道の休止について

冬期の水道管凍結防止のため、一部の都市公園内の水道を次の期間休止します。また、当該期間はトイレの使用もできなくなります。

ご迷惑をおかけします。がよろしく願います。

▼水道休止期間 令和元年12月27日(金)～令和2年2月28日(金)

▼問い合わせ先

都市建設課 管理係

☎ 9146



水道管の凍結にご注意ください

気温が氷点下を下回ると、水道管の凍結によって水が出なくなったり、蛇口や水道管が破裂して水が噴き出したりする恐れがあります。水道管が破裂した場合、水が使えなくなってしまうので、気象情報に注意し、普段から点検を行い、凍結対策をしておきましょう。対策方法などは、町のホームページに掲載しています。

もし水道管が凍結で破裂した場合の修理は、必ず町指定の給水装置工事業

ラジオ体操講習会を開催します。

1月30日(木)午前10時30分から、いきいきプラザ内ウッドデッキにおいて「ラジオ体操講習会」を開催します。

楽な運動に見られがちなラジオ体操ですが、正しい動きでしっかり行くと様々な効果と効能がある運動です。

今回は、ラジオ体操の正しい動きを会得するととても良い機会だと思いますので、ぜひご参加ください。

事前申込みは不要ですので、動きやすい格好でご来場ください。

▶日時=1月30日(木) 午前10時30分～11時

▶場所=いきいきプラザ内のウッドデッキ

▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係

☎ 9133

者に依頼されるようお願いいたします。

▼問い合わせ先

上下水道課 上水道業務係

☎ 9168

小中学校非常勤講師の登録を募集します

町内の小中学校において、4月から勤務する非常勤講師の登録を募集しております。登録を希望する方は所定の様式により、次のとおり登録ください。

▼登録方法 非常勤講師登録申請書をホームページからダウンロードし、教育総務課に持参又は郵送により提出してください。

▼選考方法 登録いただいた方の中から面接等の選考により任用を決定いたします。登録いただいた方には後ほどご連絡いたします。

▼業務内容 学校における児童生徒の支援等

▼勤務時間 午前8時30分から午後3時30分等

▼資格 教員免許状

▼その他 勤務先により業務の内容や勤務時間の変更になる場合があります。詳細は任用前にご説明いたします。

▼問い合わせ先

教育総務課 学校教育係

☎ 9156

地域内生活道路の除雪作業の協力願ひ

昨今の異常気象により、今年も大雪になることが想定されます。町では幹線道路や通学路などの除雪作業を町内の建設業者に依頼し実施していますが、全ての道路の除雪作業を行うことは、大変困難な状況にあります。

地域内の生活道路につきましては、引き続きご近隣の方による地域ぐるみの除雪作業をお願いいたします。また、除雪した雪は狭い道路などの民有地に置くこととなるかと思いますが、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先

都市建設課 管理係

☎ 9146

上三川町赤ちゃん誕生 祝金制度について

上三川町では、第3子以降のお子さんが生まれた際に、誕生のお祝いと子育てに要する経費の軽減をするため、赤ちゃん誕生祝い金を支給しています。

▼支給対象者

第3子以降の子を出産した方又はその配偶者で、次に掲げる要件をすべて満たす方

・出産の日の1年以上前から上三川町に住所を有している。

・第3子以降の子（出生子）以外に、上三川町で現に2人以上の児童を養育している。

・町税や保育施設利用者負担額の滞納がない。

▼祝い金額

第3子以降の子1人につき20万円

▼必要書類

・上三川町赤ちゃん誕生祝金支給申請書

・印かん

・戸籍謄本（上三川町に本籍がある方は不要）

▼申請期限

出産の日の翌日から1年以内

▼申請方法

必要書類を持参の上、子ども家庭課母子健康係へご申請ください。

▼問い合わせ先

子ども家庭課 母子健康係
☎(56) 9132

都市計画税条例の 一部改正のお知らせ

昭和62年度から平成31年度まで0.2%としていた都市計画税の税率について、令和2年度の税率を0.19%、令和3年度の税率を0.18%に変更します。

なお、改正後の都市計画税の税額については、4月初めに送付します「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」で納税義務者の皆様へお知らせします。

▶問い合わせ先＝

税務課 資産税係
☎(56) 9123

町営住宅入居者募集

▼募集住宅

今月の募集はありません。募集可能になりましたら広報、ホームページ等でお知らせいたします。

▼問い合わせ先

建築課 住宅係
☎(56) 9145

令和2年度入札参加資格 申請（単年度受付）

令和2年度分の、町の建設工事・建設コンサルタン・物品等の入札参加資格申請の受付を次のとおり行います。

今回の受付は、昨年度に行われた令和元、2年度分に申請されなかった方が対象で、すでに入札参加資格を得ている方は不要です。

▼期間 令和2年2月3日（月）～17日（月） 必着

▼申請種別 建設工事・建設関係コンサルタン・物品役務

▼記載要領等 詳細については、ホームページでご確認ください。

▼問い合わせ先

総務課 管財係
☎(56) 9114

大型農業機械整備点検 研修の開催について

近年、農機具は大型化・高性能化し、大変高価なものとなっています。

農機具の性能を維持し、ベストのコンディションで使用することは、「収穫（作業）適期を逃さない」「機械の耐用年数を延ばす」「生産コストの低減」「農機具による事故防止」などにつながります。

春の農作業シーズンを迎える前に、大型農業機械「トラクター」の基礎的な知識を習得し、整備点検に役立ててみてはいかがでしょうか。

▼日時 2月9日（日）午前9時～正午

▼場所 農村環境改善センター

▼参加料 無料

▼申込方法 1月31日（金）までに電話で農業公社へお申し込みください。

▼問い合わせ先

（公財）上三川町農業公社
☎(56) 4312

農村環境改善センター を利用してみませんか

改善センターは、農村経営や生活改善の合理化、あるいは地域の皆さんの健康増進とコミュニケーションを深めるための施設です。

施設には、多目的ホールや会議室、和室、調理実習室、研修室等があります。余暇活動や地域でのサークル活動等で利用してみませんか。

▼開館時間 火曜日～土曜日 午前9時～午後9時30分

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

休館日 月曜日、12月29日～翌年1月3日

▼利用できる方 町民及び町内に勤務している方

▼利用料 有料（詳細は公社までお問い合わせください。）

▼申込方法 利用予定日の前月1日午前9時から受付

※令和2年2月分の受付は1月4日（土）午前9時からとなります。

▼問い合わせ先

（公財）上三川町農業公社
☎(56) 4312

新春特別番組で町長 インタビューが放送されます

下記の日時で放送されますので、ぜひ、ご視聴ください。
なお、緊急速報等により、放送日時が変更となる場合があります。

テレビ番組

▶とちぎテレビ＝

番組名：新春特別番組「2020年 わが街発！」

放送日：1月1日(水)午後6時30分～7時の間の約10分間

再放送：1月2日(木)午前9時～9時30分の間の約10分間

▶ケーブルテレビ＝

番組名：特別番組「新春トップインタビュー」

初回放送：1月1日(水)午前7時～7時30分の間の約5分間

放送期間：1月1日(水)～5日(日)

※ケーブルテレビの契約をしている方のみ視聴できます。

ラジオ番組

▶エフエム栃木＝

番組名：「新春トップインタビュー2020」

放送日：1月2日(木)午前9時～10時の間の約10分間

▶C R T 栃木放送

番組名：特別番組「新しい年を迎えて町長に聞く」

放送日：1月1日(水)午後2時45分～2時55分

再放送：1月2日(木)午後5時20分～5時30分

▶問い合わせ先＝企画課 情報広報係

☎(56)9117

地域活動支援センター 「ぐるっぽ」見学会

「ぐるっぽ」では、自分らしく生活できるような活動や場所を提供しています。

▼日時＝1月16日(木)

午後2時～3時

▼場所＝上三川ふれあいの家ひまわり内 地域活動支援センター「ぐるっぽ」

▼内容＝「ぐるっぽ」についての説明や活動体験など

▼対象者＝社会参加に興味のある方、今後の利用や紹介のため、見学をしてみたい方

▼参加費＝無料

▼問い合わせ先＝

地域活動支援センター

「ぐるっぽ」

☎(38)6821 もしくは
☎080(3386)1275



五十会無料相談会

▼日時＝2月2日(日)午前10時～午後3時

▼場所＝とちぎ健康の森

生きがいづくりセンター

▼相談内容＝弁護士・公認

会計士・不動産鑑定士・税

理士・司法書士の業務に關

する相談

▼問い合わせ先＝

栃木県司法書士会

☎028(614)1122

まじゅうろ

「善意銀行」(敬称略)
(令和元年11月27日現在)

- ・成願寺 76,619円(第7回)
- ・北小地区社会福祉協議会 1円玉募金 3,946円(第17回)
- ・上三川町おはやし連合会 5,000円(第10回)
- ・下野保護区保護司会 上三川町分區 5,000円(第12回)
- ・上三川町ボランティア連絡協議会 5,000円(第15回)
- ・上三川町赤十字奉仕団 5,000円(第37回)
- ・上三川町女性団体連絡協議会 5,000円(第28回)
- ・上三川町食生活改善推進協議会 5,000円(第14回)
- ・生命の貯蓄体操普及会 上三川支部 5,000円(第26回)
- ・JAうつのみや上三川青果物専門部会連絡協議会 22,288円(第17回)

- ・かみのかわBQグルメ研究会 5,000円(第6回)
- ・日産自動車労働組合栃木支部 81,304円(第23回)
- ・生きがいサロンふくべの会 5,000円(第56回)
- ・上小地区いきいきサロン 5,000円(第19回)
- ・すまいるファーム 8,000円(第2回)
- ・匿名 10,000円(第1回)

- ・上三川町立明治小学校 軍手42枚、タオル42枚、マスク110枚 第1回
- ・吉澤啓子 300円(第77回)
- ・一般社団法人社会福祉士事務所 2,000円(第1回)

皆さまの温かいご支援、
しあがりありがとうございます。

上三川町社会福祉協議会



「広報かみのかわ」はPCやスマートフォン、タブレット端末からご覧になれます。

Webサイト

▶TOCHIGI e-books
URL: <http://www.tochigi-ebooks.jp/>



▶マイ広報誌

URL: <https://mykoho.jp/>



アプリ

▶マチイロ

URL: http://machihiro.town/lp/tochigi_kaminokawa



※通信費は、利用者の負担となります。

▶問い合わせ先＝
企画課 情報広報係
☎ 56 9117

こころの相談

「眠れない」「人間関係に悩んでいる」など、こころの悩みに関する相談に応じます。

開催日＝1月26日(日)
2月21日(金)

相談時間＝午前9時～午後0時20分
(1人約1時間)

場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室

相談員＝カウンセラー

申込期間(予約制)

＝相談の1週間前まで(土日祝日は除く)

費用＝無料

問い合わせ先＝

健康福祉課 成人健康係
☎ 56 9133

心配ごと相談

日時＝第2・第4水曜日
午前9時～正午(祝日を除く)

場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室

内容＝日常生活上に生じる心配ごと、困りごとなど

問い合わせ先＝

上三川町社会福祉協議会
☎ 56 3166

法律相談

日時＝1月19日(日)
午前10時～午後1時(1人20分)

場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室

相談員＝栃木県弁護士会弁護士

申込期間(先着9人・予約制)＝
1月6日(月)～16日(木)

費用＝無料

問い合わせ先＝

健康福祉課 福祉人権係
☎ 56 9128

隣保相談

地域住民の生活上の相談、人権にかかわる相談に応じます。

日時＝1月11日(土)
午前10時～正午

場所＝東館南集会所

問い合わせ先＝

健康福祉課 福祉人権係
☎ 56 9128

【とちぎ救急医療電話相談】

大人(15歳以上)の救急電話相談

#7111 又は ☎028-623-3344 【毎日】午後6時～午後10時

【とちぎ子ども救急電話相談】

お子さんが急な病気やけがで心配なとき…

#8000 又は ☎028-600-0099

【月～土曜日】午後6時～翌朝8時

【日・祝日】午前8時～翌朝8時(24時間)



夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

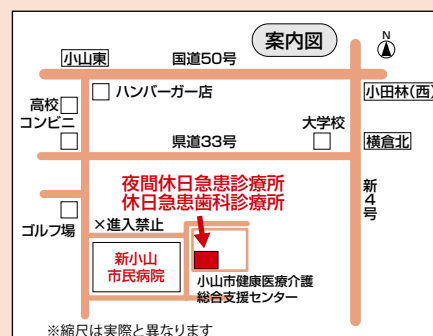
夜間休日急患診療所(☎0285-39-8880)

診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所(☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日:日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日) 場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



※縮尺は実際と異なります